



## 基本指針策定の趣旨

飯塚市では、2010年（平成22年）に飯塚市人権教育・啓発基本指針を策定し、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、依然として社会生活の様々な局面において、部落差別問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する様々な人権問題が生じています。また、近年、社会経済情勢の変化や急速な情報化の進展等に伴って、人権をめぐる状況が複雑化・多様化する中、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進み、今回、これらの人権を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、必要な見直しを行ったものです。

この新たな基本指針及びこれに基づく実施計画により、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をさらに総合的かつ効果的に推進していきます。

## 人権教育・人権啓発の基本方針

### 人権が大切にされ、個性ある市民主役の協働のまちづくり

あらゆる人権問題に対し、学校や地域などで人権教育・啓発に積極的に取り組み、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、自発的な啓発活動を行うための環境づくりを推進します。

### 基本的人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくり

すべての人にやさしいまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して暮らせるまちの形成を図るため、行政機関、市民、企業、民間団体等が、連携・協働できるように、実効ある人権教育・啓発を推進します。

### 就学前教育・学校教育を通じた人権感覚豊かな子どもたちの育成

生きる力・学ぶ力・人権尊重のこころを育む特色ある就学前教育や学校教育、社会教育を推進します。また、人間関係を形成する力、自分や他人を大切にすること、人権感覚や豊かな心を育む人権教育を推進します。

### 基本指針に基づいた実施計画の策定

市民の幅広い人権意識を的確に把握するための、人権問題市民意識調査等により明らかになった本市の様々な人権問題に対する課題を踏まえ、その解消に向けた計画を策定します。

## 分野別人権施策の推進

### 部落差別問題

部落差別問題の早期解決のため、あらゆる機会を捉え教育・啓発の充実強化を図ります。

- 学習の機会の場の整備・提供
- 相談体制の充実
- 市内企業に対する啓発の充実
- 正しい知識を培うための教職員の資質向上等による人権感覚豊かな子どもたちの育成
- 教育における就学前や学校、保護者、関係団体、地域社会と行政の連携強化



### 女性の人権問題

男女共同参画社会の実現に向けた教育の充実を図り、女性に対する暴力の防止等、人権を尊重した取り組みを推進します。

- 政策や方針決定過程への女性の参画拡大
- 男女平等や男女共同参画推進の意識を醸成する啓発活動
- 男女平等や男女共同参画に係る教育の充実
- 女性への暴力の防止と被害者支援、相談体制の充実



# 人権教育・人権啓発の推進

## 就学前教育

- ★子どもたちの人権感覚を培い、豊かな人権感覚を身につける教育・保育を行います。
- ★家庭、地域や関係機関との連携を図り、自分と他人を大切にする心を育む指導に努めます。
- ★幼稚園教諭・保育教諭・保育士自身の人権感覚の高揚を図るための研修を実施します。

## 学校教育

- ★真に差別をしない、させない子どもを育むため、人権を尊重する心や他人を思いやる心など、心を育てる教育を推進していきます。
- ★自他の人権を大切にするためのスキルが身につくような人権教育を推進していきます。
- ★教職員を対象とした人権問題に対する認識を高めるための研修を実施します。

## 家庭

- ★子どもの教育に悩みを抱える家庭に対し、課題解決に向けた支援を行っていきます。
- ★子どもの人権意識を育てるため、保護者に対する啓発活動や学習機会の提供など家庭教育の支援に努めます。
- ★保護者に対し、就学前や学校における人権教育の取組みについて、情報提供や啓発を進めていきます。

## 地域

- ★人権に関する幅広い学習要求に応えるための広い視野に立った情報収集に努めます。
- ★人権問題への関心を高め、人権の裾野を広げるため、地域の様々な諸団体等の連携・協力を図ります。
- ★人権へのかかわりが深い特定職業従事者（教職員、福祉関係職員、公務員等）に対し、差別を無くす意思と実践力を身に付けるための研修を実施します。

## 企業

- ★経営者団体等を通じ、基本的人権の観点から企業の社会的責任の自覚の促進を図ります。
- ★基本的人権を尊重した企業の社会的な役割・責任と主体的取組みを支援し、推進していきます。

## 子どもの人権問題

豊かな人間性や人権を尊重する心などを培うための教育、健やかに育つための環境整備に努めます。

- 子どもに関する不安、悩みの解消等の子育て支援
- 子どもの人権を保護するため、関係機関が連携した体制整備
- 有害広告物や有害情報から子どもを守る取組みの推進
- 保護者等に対する人権意識の涵養
- 「豊かな心と生きる力」を育む、きめ細かな教育



## 高齢者の人権問題

高齢者の人権が尊重され、健康でいきいきとした生活が送れるよう取組みの推進に努めます。

- 高齢者の人権についての意識を高める啓発
- 高齢者に関係する各種団体間のネットワークづくりや地域住民の支え合いの意識づくり等
- 雇用機会の確保及び能力開発の推進
- 相談体制の充実



## 障がいのある人の人権問題

障がいのある人への差別を解消するための啓発活動や自立と社会参加の推進を図ります。

- 障がいに関する正しい理解を深めるための教育や啓発
- 障がいのある人の自立とあらゆる分野への参加促進
- 雇用・就業機会の確保に向けた支援や雇用促進のための啓発広報
- 福祉関係者等の資質の向上や人材の養成、確保



## 外国人の人権問題

多文化共生社会の実現に向け、互いの人権を尊重した国際理解教育の推進を図ります。

- 国際理解及び人権意識の高揚のための啓発
- 交流活動による相互理解の促進や国際理解教育の推進
- 支援活動を行う民間団体等の支援や連携
- 外国人への情報提供や相談・支援体制の充実



## さまざまな人権問題

その他、次に掲げる様々な人権問題についても、正しい知識や理解に向けた啓発や相談体制の充実を図ります。

- ①インターネットによる人権侵害
- ②性的少数者の人権問題
- ③HIV感染者等／ハンセン病患者・元患者・その家族／その他の感染症患者等の人権問題
- ④犯罪被害者とその家族／刑を終えて出所した人の人権問題
- ⑤プライバシーの保護
- ⑥北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題
- ⑦その他の人権問題



## 推進体制等

### 市の推進体制

人権教育・啓発の推進にあたっては、庁内で組織した飯塚市人権教育・啓発推進本部を中心として、全庁的に総合的、計画的な取組みを推進していきます。

### 関係団体との連携

人権教育・啓発を総合的に推進するために、関係団体等で組織した飯塚市人権教育・啓発推進協議会を中心に行政機関、企業、民間団体等が連携・協働し、実効ある人権教育・啓発の推進に努めます。

### 国及び県等との連携

人権教育・啓発の効果的な推進のため、国及び県と緊密な連携の下に行動し、関係行政機関及び近隣自治体との連携強化に努めます。

### 基本指針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、社会環境の変化等に的確に対応するために、飯塚市人権教育・啓発推進本部や飯塚市人権教育・啓発推進協議会等の関係機関が連携し、必要に応じて見直しを行います。

